平成２７年（再イ）第５９号
神戸市北区鈴蘭台南町６丁目12番43号
再生債務者　池田　繁明
1　決議に付する再生計画案　平成27年８月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年９月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年９月11日まで
平成27年８月21日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２６年（再イ）第１６号
徳島市春日２－６－12－113エクセレントリバーハイツイースト　旧住所　徳島市南矢三町２－６－77・神戸市兵庫区駅南通５－２－２－416
再生債務者　伊藤　　清
1　決議に付する再生計画案　平成27年８月15日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年９月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年９月18日まで
平成27年８月21日　　徳島地方裁判所民事部

平成２６年（再イ）第２２号
徳島県鳴門市瀬戸町明神字上本城81番地13、（旧住所）徳島県鳴門市瀬戸町明神字板屋島13番地18サンビレッジ鳴門Ｆ202
再生債務者　久米　賢治
1　決議に付する再生計画案　平成27年８月18日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年９月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年９月18日まで
平成27年８月21日　　徳島地方裁判所民事部

平成２７年（再イ）第１３５号
福岡県大野城市下大利１丁目18番４－602号　ベル　フルール
再生債務者　筒井　浩祐
1　決議に付する再生計画案　平成27年８月17日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年９月11日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年９月11日まで
平成27年８月21日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（再イ）第３号
鳥取県米子市淀江町佐陀1328番地１
再生債務者　妹川　洋之
1　決議に付する再生計画案　平成27年７月２日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成27年９月14日
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年９月24日まで
平成27年８月24日　鳥取地方裁判所米子支部

小規模個人再生による再生計画取消

平成２１年（再イ）第６５号
北海道上川郡東神楽町ひじり野南３条３丁目３番10号
再生債務者　阪東　　進
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成22年４月22日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成27年８月21日　　旭川地方裁判所民事部

平成２１年（再イ）第１２３５号
大阪府東大阪市玉串町東１丁目６番36号
再生債務者　出葉　秋芳
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成23年３月10日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。
平成27年８月21日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２７年（再ロ）第１２号
福岡県大野城市栄町２丁目１番８号　プログレス福岡南101号
再生債務者　月俣　将門
1　決定年月日時　平成27年８月18日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年９月15日まで
4　一般異議申述期間　平成27年９月24日から平成27年10月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（再ロ）第２１号
大阪府茨木市西河原北町13番11号の９
再生債務者　大田　委弘
1　決定年月日時　平成27年８月21日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年９月18日まで
4　一般異議申述期間　平成27年９月24日から平成27年10月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第７号
福岡市早良区田村２丁目７番16号
再生債務者　梶原　浩二
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年８月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年９月８日まで
平成27年８月19日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（再ロ）第２号
青森県北津軽郡板柳町大字辻字松元79番地７
再生債務者　工藤　正毅
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年８月４日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年９月18日まで
平成27年８月21日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係

平成２７年（再ロ）第１号
鳥取県米子市蚊屋211番地18
再生債務者　安藤　克宏
1　意見聴取に付する再生計画案　平成27年８月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年９月24日まで
平成27年８月24日　鳥取地方裁判所米子支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２７年（再ロ）第６号
福岡県朝倉郡筑前町野町1782番地35
再生債務者　平山　忠宣
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月17日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月21日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（再ロ）第１号
埼玉県比企郡嵐山町大字吉田1161番地
再生債務者　藤野　勝英
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月24日
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（再ロ）第３号
千葉県浦安市堀江１丁目９番１－103号　堀江東市営住宅
再生債務者　東盛　純子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年８月21日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年８月24日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

会社その他の公告

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十八年四月一日であり、両法人の評議員会の承認決議は平成二十七年七月十五日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）http://www.maebashi-cs.jp
（乙）http://www.maebashi-ppc.or.jp
平成二十七年九月一日
群馬県前橋市上佐鳥町四六〇番地七
（甲）一般財団法人前橋市文化スポーツ振興財団
代表理事　細野　初男
群馬県前橋市千代田町二丁目五番一号
（乙）一般財団法人前橋振興公社
代表理事　細野　初男